

4月1日から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対してJR運賃割引制度が開始されます。

この割引を受けるためには、顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳に、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額（第一種または第二種）」の記載が必要になりますので、福祉課で手続きしてください。



精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のJR運賃の割引

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146

障害等級と割引の種別	
障害等級	割引の種別
1 級	第一種
2 級・3 級	第二種

顔写真付き手帳をお持ちの方

「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額（第一種または第二種）」のスタンプを押しますので、手帳を持参して福祉課へ。

顔写真付きの手帳を希望する方

手帳の再交付申請が必要となります。手帳と写真1枚（縦4cm横3cm）を持参して福祉課へ。手帳の発行までに約2カ月程度かかります。

【割引内容】

（1）手帳を所持している方が一人で利用する場合
※片道の営業キロが100キロを超える場合に限る

対象者	対象となる乗車券	割引率
・第一種精神障害者の方 ・第二種精神障害者の方	・普通乗車券	5 割

（2）介護者（1人）と一緒に利用する場合

対象者	対象となる乗車券	割引率
・第一種精神障害者の方とその介護者	・普通乗車券・回数乗車券 ・普通急行券・定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	5 割
・12歳未満の第二種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	5 割

※具体的な割引内容については、サービスを提供する旅客鉄道株式会社に、直接お問い合わせください。

3月は「自殺対策強化月間」 —生活環境の変化も自殺の要因—

問い合わせ 福祉課 ☎59 2 1 4 6

令和5年の全国の自殺者数は、2万1800人を超え、広島県でも依然として年間400人以上の尊い命が失われています。

特に3月は、就職や転勤、転居など生活環境が大きく変わる時期であり、自殺者数が多い傾向があります。また、新型コロナウイルス感染症による影響は、健康面にとどまらず、就労環境の変化や生活面での不安などによる心身の不調など、あらゆる面に拡大しており、今後も自殺リスクの高まりが懸念されています。

あなたにできる

自殺予防のための行動

- ①気づく 家族や仲間の変化に気づいて、「眠れている?」「どうしたの?」など声をかけましょう。
- ②傾聴する 本人の気持ちを尊重して耳を傾けます。「大変だったね」などの言葉をかけましょう。
- ③つなぐ 早めに専門機関に相談するよう促します。相談を受けた側も協力者と連携しましょう。
- ④見守る 自然な雰囲気です声をかけ、優しく寄り添いながら、あせらず温かく見守りましょう。

こころのサインチェック

- ☐よく眠れない
- ☐食欲がない
- ☐体調不良が続く
- ☐集中力がなくなる
- ☐表情が暗くぼんやりしている
- ☐意欲や興味が減退する
- ☐遅刻・欠勤が続く
- ☐周囲との交流を避ける
- ☐飲酒量が増える など

気軽に相談を

悩みを抱えきれないと感じたら、ためらわずに専門家に相談しましょう。悩みの原因はさまざまです。

深刻なケースは個人の力で解決することが難しく、適切なサポートが必要です。相談窓口（電話・SNS）などは、厚生労働省のサイト「まもろうよ こころ」をご覧ください。市では、保健師が相談を受けています。また、市ホームページ「こころの健康」として相談窓口などを掲載しています。福祉課 ☎59-2146（平日8時30分～17時15分・年末年始を除く）



ご存じですか? 障害者差別解消法

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146



この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することで、障害のある方もない方も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目指しています。

不当な差別的取り扱いの禁止

行政機関や事業者は、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることを禁止しています。

合理的配慮の提供

行政機関や事業者は、障害のある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になりすぎない範囲で、社会の中にあるバリアを取り除くことが求められています。（筆談、文書の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明、タブレット型端末の利用など）

広げよう！見守りの輪

みまもりタグで

認知症の方などを見守ります

問い合わせ

地域介護課 ☎28 6 2 2 6

みまもりタグとは

市は、認知症の方の徘徊時に家族がその位置情報を確認できるように「みまもりタグ」を無償で貸与しています。みまもりタグは、電波を出しする小型の装置です。

みまもりタグを所持した対象者が、みまもりタグアプリ（無料）をインストールした人に接近すると、スマートフォンでGPSを利用し、自動的に対象者の位置情報が保

存されます。保存された位置情報から、対象者がいた場所を絞り込むことができます。ため見守りの負担を軽減することができます。

対象者1人につき、みまもりタグを1個、無償で貸与します。ただし、故障・紛失した場合は、みまもりタグ代（2200円（税抜き））の負担になります。

対象

- 市内在住で、次のいずれかに該当する方
- 65歳以上の方
- 40歳以上65歳未満で、認知症の診

アプリのダウンロードはこちらから。



iPhone



Android

断を受けている方

申請者の要件

- 対象者の親族
- 対象者の成年後見人など本人負担

- みまもりタグの月額利用料（1月当たり200円（税抜き））
- みまもりタグの電池代（1年で1個）

申し込み

地域介護課 ☎28 6 2 2 6
インストールご協力をお願い

みまもりタグアプリをインストールした人（ボランティア）が多いほど、位置情報の精度が上がります。対象者を発見する可能性が高くなります。インストールのご協力をお願いします。

※送信する位置情報は匿名ですので、個人情報漏れる心配はありません。

ひとり暮らしの高齢者など 生活見守りサービス支援事業

問い合わせ 地域介護課 ☎28-6226

ひとり暮らし高齢者などの見守りを目的とした「大竹市生活見守りサービス」を実施しています。

専用チューナーを設置したテレビの電源を入れるだけで、離れて暮らす家族の携帯電話などへ自動的にメールが送信されます。

普段の生活の中で大きな負担をかけず、さりげなく見守ることができます。

利用対象

- ①65歳以上の1人暮らしの方
- ②おおむね65歳以上の方およびその方を自宅介護している方
- ③その他見守りが必要な方

見守り者

- ①利用者の家族
- ②利用者に関係する事業者または地域の方

③その他見守り者として適切な方
助成対象

- ①ちゅピCOM光TV加入時に必要な初期費用
 - ②月額利用料
- ※ケーブルテレビ利用料金は自己負担となります。

申し込み

ちゅピCOM（9時30分～18時）
☎0800-555-2525（フリーダイヤル）

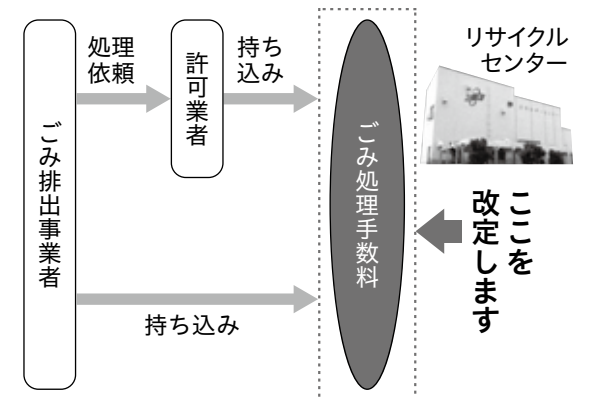
事業系ごみ処理手数料を 4月から改定します—

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

新しい事業系ごみ処理手数料は、令和7年4月以降にリサイクルセンターへ持ち込まれる事業系ごみから該当となりますので、注意してください。

現行料金（令和7年3月まで）
10 kg 当たり 100 円
改定料金（令和7年4月以降）
10 kg 当たり 150 円

分別の徹底は、引き続きよろしく
お願いします。



収集・運搬・処理を委託または依頼している方は契約内容の確認を
一般廃棄物収集運搬許可業者に事業系ごみの収集・運搬・処理を委託している事業者の皆さん、また家庭ごみでも同様の依頼をしている方は、このたびの改定により、その契約内容に変更が生じることが想定されます。許可業者へ確認してください。

せん定枝の受け入れ日変更
問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター
☎525101
3月の第3木曜日は祝日のため、せん定枝の受け入れ日を21日(金)に変更します。

確定申告には 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書の添付を—

年金のはなし No.341
問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-11505
保健医療課 ☎592141

国民年金保険料は、所得税と市県民税の申告で、社会保険料控除の対象となります。
対象は令和6年1月から12月までに納めた国民年金保険料です。配偶者や子どもの保険料も納付している場合は、それらも併せて控除を受けることができます。控除を受けるには、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下「控除証明書」)を添付してください。

「控除証明書」の送付時期

令和6年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、令和6年11月上旬に送付されています。令和6年10月1日から12月31日までの間に納付した方には、令和7年2月上旬に送付されています。

「控除証明書」が手元にないとき

再発行が必要な方は「ねんきん加

ねんきん加入者ダイヤル
0570-003-004
(050から始まる電話の方は、03-6630-2525)

入者ダイヤル」または年金事務所に連絡してください。
また、国民年金保険料を納付したときの領収書があれば、原本を添付することで「控除証明書」に代えることができます。

電子データでの交付

「控除証明書」は、電子データでの交付も行っており、データをe-Taxなどに取り込むことで、簡単に確定申告や年末調整ができるようになります。
電子データでの交付を希望する方は「ねんきんネット」から再交付申請をしてください。

おためし。ごみ事情 No.80

もやすぐみ専用指定ごみ袋を無償配布

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎525101

乳幼児や寝たきりの方などがある世帯で、おむつを使用するため「もやすぐみ」の減量が難しい世帯や、所得が低いいため経済的な負担が大きい世帯に対して、毎年、「もやすぐみ専用指定ごみ袋」を無償で配布しています。

【乳幼児のいる世帯】

対象

2歳未満の乳幼児のいる世帯

※満2歳になる誕生日の前月までが配布の対象となります。

配布数 もやすぐみ専用指定ごみ袋(中サイズ)を、年間10袋(100枚)を上限に配布

【常時、おむつの使用が必要なおむつのいる世帯】

対象

医師から常時おむつの使用が必要であると診断を受けた在宅の高齢者や障害のある方のいる世帯

配布数 もやすぐみ専用指定ごみ袋(中サイズ)を、年間10袋(100枚)を上限に配布

添付書類

常時おむつの使用が必要であることが確認できる医師の診断書

パソコン・スマホで 24時間申請できる 電子申請サービス

問い合わせ
企画財政課 ☎28-0074

市は「広島県・市町電子申請システムサービス」と「ぴったりサービス」により、電子申請サービスを提供しています。

【申請件数の多かった主な手続き】

「広島県・市町電子申請システムサービス」

○サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の提出について○自衛消防訓練通知書○建物その他の工作物新築届○広報おためし「はじめまして」コーナー応募

「ぴったりサービス」

○転出届○防火・防災管理者選任(解任)届出○児童手当の現況届

各電子申請サービスのアクセス方法や手続き一覧は、次のQRコードからご覧ください。



トレーニングルーム利用証の更新を

問い合わせ 生涯学習課 ☎53-6677

令和4年度発行のトレーニングルーム利用証は、3月末で有効期限が切れます。黄色のカードを利用している方は、窓口で更新手続きをお願いします。

更新受け付け

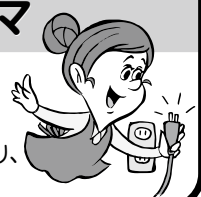
3月1日(出)から随時、総合市民会館総合受付で受け付けます。3月中旬に更新手続きを終えた方には、新しいカードを4月初旬ごろに発行します。※平成26年度に発行された利用証を持っている方は、更新手続きをしないと失効となり、再講習が必要となります。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。 「ひろしま環境の日」一斉行動

3月のテーマ

やってみよう
省エネ生活!

～電化製品は主電源を切り、
待機電力を減らそう～



家庭で、職場で、できることから始めましょう。
環境整備課 ☎59-2154



住 宅 防 火

いのちを守る10のポイント (4つの習慣・6つの対策)

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類やカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

期間中に行う行事（予定）

- 火災予防広報
のぼりの設置、ポスターの掲示、防火訪問（一般住宅）など
- 立ち入り検査
対象は、市内の多くの人が出入りする建物（一般住宅を除く）や危険物を取り扱う会社など
- 消防署消防団合同訓練
とき 3月2日(日)8時から
- ところ 玖波・大人原新つがの橋、大迫・西山林道（谷和線）付近

林野火災を想定した消防訓練を実施します。

付近住民の皆さんには、通行やポンプの騒音などで、ご迷惑をかけますが、ご協力をお願いします。

令和7年度から11年度までのまちづくりの方向性を示す基本計画と子育ての取り組みを推進するための事業計画への意見を募集しています。

資料公表場所
市役所2階（情報公開コーナー）、各支所

提出方法
意見記入用紙に記入の上、持参、郵送、ファクス、電子メールで提出（電話での受け付けは行いません）。※詳しくは、資料公表場所または市ホームページで確認してください。

3月5日(水)まで パブリックコメント実施中

「第2期大竹市まちづくり基本計画等（基本計画）」

問い合わせ 企画財政課 ☎59-2125

「第3期大竹市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）」

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148



令和7年

春季全国火災予防運動

3月1日(土)▼7日(金)

全国統一標語

守りたい 未来があるから 火の用心

問い合わせ

消防本部・署

☎540119



1月12日 出初式で消防団の一斉放水

消費者
シリーズ
No.286

住み始める時から、 「いつか出ていく時」に備えておこう ——賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意——

問い合わせ ◆市消費生活センター（産業振興課内） ☎57-3236

【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～12時・13時～16時

◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）

賃貸借契約は長期にわたることも多く、賃貸住宅のキズや汚れなどを借り主と貸し主のどちらが修繕しなければならないのか、はっきりせずトラブルになることがあります。

「原状回復」とは

賃貸借契約の「原状回復」とは、借り主の故意・過失によって賃貸住宅に生じたキズや汚れ（損傷）など、また、借り主が通常の使用方法とは言えないような使い方をしたことや生じた損傷などを元に戻すことをいいます。賃貸借契約が終了した時、借り主は賃貸住宅の原状回復を行う義務を負います。しかし、借り主の責任によるものではない損傷などや、普通に使用して生じた損耗（通常損耗）、年月の経過による損耗・毀損（経年変化）については、原状回復を行う義務はありません。

【事例】

- ①敷金礼金不要のアパートを退去したため、契約書の記載と異なるエアコン清掃代や入居前からあったフローリングのキズの修繕費用まで請求された。（30代、男性）
- ②アパートを退去した際、自分では通常損耗だと思う箇所の修繕費用

や、契約書に記載のない費用を請求された。（40代、女性）

③20年以上住んだマンションを退去した際、入居時から付いていたキズについて「最近付いたものだ」として修繕費用を請求された。（60代、女性）

【消費者へのアドバイス】

- ①契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容や特約などをよく確認しましょう。
- ②国土交通省が示している賃貸借契約書のひな形である「賃貸住宅標準契約書」や、貸し主と借り主のどちらが原状回復費用を負担すべきかについて一定の基準を示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」と契約書類を見比べて、違っている箇所はよく読んでおきましょう。
- ③入居するときには、賃貸住宅の現在の状態をよく確認し、記録に残しましょう。
- ④入居するときには、賃貸住宅にキズや汚れなどがないか、エアコンなど備え付けの設備がきちんと動作するかなど、できる限り貸し主側と一緒に、写真を撮ったりメモを取ったりしながら、住宅の現在の状況をしっかり確認しましょう。
- ※ガイドラインの中にチェックシートのひな型が公開されています。

③入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸し主側に相談しましょう。

賃貸住宅の使用のために必要な修繕は、原則として貸し主に修繕の義務があります。貸し主側に無断で修繕を行うと、退去時の精算の際にトラブルになる可能性があります。また、窓際の結露を放置してカビなどを生じさせてしまうと、退去時に清掃費用を請求される可能性があるため、貸し主側に状況を報告した上で、適切に管理しましょう。賃貸住宅はあくまで借りているものであることを意識し、日頃からできるだけきれいに使うことを心がけましょう。

④退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸し主側に説明を求めましょう。

退去するときには、入居時と同様に、できる限り貸し主と一緒に、写真を撮ったりメモを取ったりして記録に残しながら、賃貸住宅の現状を確認しましょう。貸し主側による精算の結果、納得できない費用を請求された場合にはガイドラインに示されている基準を参考に、貸し主側に説明を求め、費用負担について話し合しましょう。

⑤納得できない場合やトラブルになった場合は消費生活センターなどに相談してください。

（国民生活センター報道発表資料令和5年2月1日より）